

会議の要旨（議事録）

会議の名称	平成29年度 第2回鳥栖市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成29年12月21日（木） 午後1時30分～	開催場所	鳥栖市役所 2階第2会議室
出席者数	委員 16人（欠席 0人） 事務局 3人	傍聴人数	0人
議題	(1) 平成30年度仮係数による標準保険税率の算定結果について (2) 国民健康保険特別会計累積赤字解消について (3) その他		
配布資料	平成29年度 第2回鳥栖市国民健康保険運営協議会資料		
所管課	(課名) 国保年金課 (電話番号) 85-3582		

平成29年度 第2回鳥栖市国民健康保険運営協議会 議事録

会 長	議題の(1)平成30年度仮係数による標準保険税率の算定結果について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(1)平成30年度仮係数による標準保険税率の算定結果について説明
会 長	ただいま、事務局より説明がございました「(1)平成30年度仮係数による標準保険税率の算定結果について」どなたか、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
被用者保険等保険者代表委員	2ページ目のその他の影響のところ、医療費水準が高い世帯数、所得水準が高い世帯数の割合が高いという意味で考えて良いですか。 また、医療費水準、所得水準が高いというのは、それぞれ県内でどれくらいの位置ですか。
事 務 局	すみません、表現が悪かったです。1つ目の要因は医療費水準が高い、2つ目の要因は所得水準が高い、3つ目の要因は世帯数の割合が高いという3つの要因という意味です。 医療費水準、所得水準ともに県内10位で真ん中ぐらいに位置しますが、県内平均が真ん中より低いということで、平均よりも高いということになっております。 補足します。医療費水準を比較するための指数として、医療指数というのがあります。これは、全国を1とした時、佐賀県は約1.20で、鳥栖市は1.22となっているので、県平均よりも1.6%高いということで、その分鳥栖市の負担が大きくなるということです。
被用者保険等保険者代表委員	3ページ目のモデル世帯は、国などが示したものだと思うが、モデル世帯が高くなるのであれば、鳥栖の被保険者も全体的に高くなるというようにみたら良いのですか。
事 務 局	このモデル世帯は、県が示したもので、これまでも県が県内の保険税率を比較するときに使ってきたモデル世帯ということです。決してこのモデル世帯が国保世帯で一番多いというわけではありません。鳥栖市は実際には、65歳以上の一人暮らしが多く、このような世帯でも収入にもよりますが、少しは増額になると見込まれます。
会 長	ほかに、ご意見、ご質問は、ありませんか。
保険医代表及び保険薬剤師代表	今までの赤字は、市から補てんしなければならないと思いますが、この係数が出て、こういう支払いになれば、今後は赤字にならないということですか。 それが一番のポイントと思いますが、いかがでしょうか。

事務局	<p>標準保険税率は、県内全体の費用がいくらになるかを算定し、それから公費を差し引き、医療費水準や所得水準等に応じて各市町に割り当てられたものを市が県に納付金として払うこととなります。</p> <p>標準保険税率はこれを賄うために必要な税率となっておりますので、この税率に合わせることで、理論上は赤字にならないということになります。</p>
被保険者代表委員	<p>係数でいくと赤字にならないということですが、前回の会議で累積赤字の話があったが、今までの赤字は積み残しのまま話をしているのですか。</p>
事務局	<p>次の議題でお話しさせていただきますが、平成 29 年度までの赤字は別に考えておりまして、平成 30 年度以降は、赤字にならないということです。</p>
被保険者代表委員	<p>単年度ということですね。わかりました。</p>
会長	<p>ほかにご意見は、ございませんか。</p>
被保険者代表委員	<p>応能応益の割合の話で、県の所得水準の係数 β は 0.82 ということだが、それより所得水準が高い鳥栖市の被保険者はどれくらいの水準ですか。</p>
事務局	<p>全国平均の中の全国一人当たりの所得額が 568,601 円で、鳥栖市の一人当たりの所得額は 487,883 円で、鳥栖市は、0.85 になります。ここでいう応能応益割が 45 : 55 というのは、納付金を算定する段階において、県全体の応能応益の割合を勘案するときに使いますので、0.82 で実際には割り振りをしたという状況です。</p>
被保険者代表委員	<p>多分鳥栖市の場合は高く、0.9 くらい行くと思っていましたが、想像以上に高くはなかったです。</p>
事務局	<p>国保被保険者のみの所得水準で、市全体の所得水準だとかなり高くなりますが、被保険者だけで申し上げますとそこまで高くはないという状況です。</p>
被保険者代表委員	<p>なぜ尋ねたかという、応能応益が 50 : 50 から 45 : 55 になったことで、必然的に応益分の均等割、平等割が高くなり、あまりお金持ちではないところの負担が増となるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員さんのおっしゃる通りです。これまでの税率等の決定の仕方は、所得が高い人の負担が増加するという形でしたが、国のガイドラインに示された内容がこのようになっていきますので、これが本来の応能応益の負担割合の仕方ということでこのようになったと考えます。</p>

会 長	ほかに、ご意見、ご質問は、ありませんか。
保険医代表 及び保険薬 剤師代表	1 ページの前提条件のところで、平成 24 年度から平成 26 年度の診療費の伸び率を参考に平成 28 年度の診療費を用いているのは、C 型肝炎の治療薬などの影響を受けない時期ということですか。
事 務 局	はい、平成 27 年度を参考にすると医療費が跳ねあがっているので、落ち着いた平成 28 年度の診療費を用いて推計ということで県の方でそのような計算がされています。
会 長	よろしいですか。ほかに、ご意見、ご質問は、ありませんか。
被用者保険 等 保 険 者 代 表 委 員	協会けんぽは加入者様が鳥栖市におられますので、前期高齢者負担金の財政調整という観点と一般会計とした場合の住民税の二重という考え方がるので、どうしても発言が多くなってしまいますが、赤字になった場合は、一般会計から充てるのではなく、私の調べによりますと財政安定化基金というものがありますが、そのようなものを活用されるということでしょうか。
事 務 局	はい、基本的には標準保険税率に合わせて計画通りに収納ができれば赤字にならないということになっています。 突然医療費が上がったとしても、県の交付金でお支払いするので対応できますが、税収が思うように集まらなかった時には、県の財政安定化基金を借り入れ、借りた年の 2 年後から 3 年間で返すということで、一般会計からの繰り入れは考えておりません。大きな災害であれば、基金からの借り入れではなく、交付ということも考えられます。
保険医代表 及び保険薬 剤師代表	赤字が出たのをほかのところから持ってきて返すということは、赤字を返せる状態にしなければならない。ということは、税率を上げるということですか。
事 務 局	はい、県から借り入れをし、3 年間で返済することになるため、赤字が出るようであれば翌年税率を上げるという形になります。
会 長	よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんか。 他にないようでしたら、議題（2）の「国民健康保険特別会計の累積赤字解消について」、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議題（2）「国民健康保険特別会計の累積赤字解消について」説明
会 長	ただいま事務局より説明がありました「国民健康保険特別会計の累積赤字解消について」どなたかご意見、ご質問はありますか。

保険医代表 及び保険薬 剤師代表	3 ページの一番下の右、10 億円の半分の 5 億円を県の基金から借りるといことですが、借りるといことは、返さなくてははいけないといことですが、どうやって返すのですか。
事 務 局	平成 29 年度末の累積赤字額の半分を県の基金から借り入れ、もう半分を一般会計から繰り入れます。平成 32 年度から、県への返済が始まりますが、それも一般会計から繰り入れて行います。これで、累積赤字は解消され、平成 30 年度以降は標準保険税率に合わせることで赤字はでないこととなります。 これまでの方針では、毎年 1 億円を一般会計から繰り入れて 10 年以上かけて累積赤字を解消するとしていたのを県から借り入れることで 10 年間で 6 年間前倒しすることで赤字を解消するといことです。
保険医代表 及び保険薬 剤師代表	結局一般会計から返すといことですか。5 年間たっても半分しか返せないのではないですか。
事 務 局	県の基金は、平成 29 年度末の累積赤字額の半分しか借りられません。残り半分は自前で解消しなければなりません。
保険医代表 及び保険薬 剤師代表	10 年間で少し前倒しになったといことですね。
事 務 局	その通りです。
被用者保険 等保険者代 表 委 員	借入は広域化支援基金と思いますが、平成 32 年度から 5 年間で返済しなければならぬと思いますが、平成 29 年度までの 10 億円の赤字を解消するために今年、一般会計から 5 億円を繰り入れるといことと一般会計からの借り入れは、どうやって返すのですか。
事 務 局	一般会計からは、借りるのではなくいただくといこととです。
被用者保険 等保険者代 表 委 員	一般会計からの繰り入れで 5 億円は本年度末で解消し、県からの借り入れの平成 32 年度からの返済分は一般会計からの繰り入れで解消するといこととですね。
事 務 局	平成 29 年度末の累積赤字を一般会計からの繰り入れと県からの借り入れで解消し、県から借りた分は、平成 32 年度から一般会計からの繰り入れで返済していくといこととです。
保険医代表 及び保険薬 剤師代表	どちらが安くつくのですか。

事務局	県からの借り入れは無利子なので、高くつくか安くつくかは、同じです。
被保険者代表委員	借入の話ばかりですが、市の予算では赤字解消は無理ということですか。健康保険税の中、もしくは市の財政からの返済の目途は立たないということですか。
事務局	本来であれば、これまでも赤字が出た時点で国保税を上げるなどして赤字にならないようにしてこなければならなかったと思いますが、それをこれまでしてこれませんでした。平成 11 年から始まっている過去の累積赤字分を上乗せした税率を、現在の被保険者に負担していただくことは好ましくなく、いずれはどなたも国保になるということで、一般会計からの繰り入れで、赤字を解消するという事です。 一般会計からの繰り入れという考えは変わっていませんが、県から借りて、手前で5億円一期に入れるか否かの違いで、基金から借り入れることで借金としては残りますが、平成 29 年度末で赤字はきれいに解消するという事です。
被保険者代表委員	見た目をきれいにするということですね。書面に残るものについてゼロになるだけで、実質的には一括で返せるものではないので、表面に出ない借金はあるということですね。
事務局	今までの累積赤字はきれいになります。
被保険者代表委員	これまでの最大の課題であった 10 億円を超える累積赤字が解消されるということですが、実際のところ一般会計からの繰り入れ以外には手立てがなかった。一般会計からのしりぬぐいはすべてやったので、今後はすべて特別会計の責任で賄いなさいということですね。今後法定外繰り入れを一般会計に持ってきてもらっては困るということで整理ができていくということですね。
事務局	平成 30 年度は、過去の医療費分の精算があるので、その分は一般会計からの法定外繰り入れで返すことになりますが、今後は標準保険税率にあわせて赤字は出ないようにして、今後は標準保険税率に合わせて赤字解消のための法定外繰り入れはなしで、特別会計だけでやっていける財政運営を行っていきたいと考えております。
保険医代表及び保険薬剤師代表	一般会計からの法定外繰り入れは、努力義務なので、できるのではないですか。
事務局	そうですが、今回相当の負担を一般会計にかけますので、今後は一般会計に頼らないということで考えています。

被保険者代表委員	もしかしたら、将来赤字になるかもしれないけれども、その時は受益者負担の原則で税の方で埋めていくことになるでしょうが、財政調整交付金というのは、今後も続きますか。
事務局	今のところは、続くようになっています。今回、このような改革があって全国的に赤字なので、どのくらい、どういう風になるかはわかりませんが、今のところ続くことになっています。
保険医代表及び保険薬剤師代表	赤字の解消は、議会の議決で決まることなので、ここでどうこう言っても仕方がないところもあるでしょうが、都道府県で責任をもって今後やっていくということですが、住民から税が徴収できないとその分は確実に赤字になりますね。保険料と保険税とで時効が2年と5年の違いなど、条例で規定するか否かで法的な効力の強さが異なりますが、どうしても払わない人には、強制的には何かするなど、どういう徴収方法になるのですか。
事務局	基本的には、国民健康保険料ですが、税でも良いことになっております。鳥栖市は時効5年ということで国民健康保険税として税務課で徴収等対応しています。県内もすべて税で対応していますし、今後も「税」で考えています。全国的には、どちらもあります。
公益代表委員	今日、佐賀新聞を見ていたら鳥栖市の国保税の収納率が県の目標値を下回っているという記事があったが、対策はどういうふうに行われているのですか。
事務局	佐賀県の収納率は全国平均に比べ、非常に高く、鳥栖市と同レベルを全国平均で見るとそう低くはないのですが、鳥栖市は、92.8%です。県全体の平均が95%近くなので、鳥栖市の規模であれば県の目標値である94.5%に向けて、目標を高く持って、今後も収納率向上の取り組みをやっていくことが保険税率の抑制にもつながり、重要な課題ととらえていますので、今まで以上に重要な課題として取り組んでいきたいと思えます。
公益代表委員	対策は誰が考え、誰が取り組んでいるのですか。税務課が徴収しているから、国保ではないということですか。具体的に訪問したり、督促はしているのですか。
事務局	督促、催促もしておりますし、必要な人には差し押さえもしています。国保制度は、低所得者が多く、払いたくても払えない短期証を交付している人もいらっしゃいます。そういった中で所得がある人については、預貯金を抑えるなどの対応をしていますが、生活していくのがやっとなという低所得者への対策をどうやっていけばいいのかを改めて税務課と協議して行っているところです。

被保険者代表委員	鳥栖市の年間の保険税の収納額は、収納率 92.8%と目標の 94.5%で税額にしてこの 1.7%でどのくらい増えることになるのですか。
事務局	調定額が年間約 15 億円なので、2%ですと約 3 千万円ですが、これは滞納分を合わせたものですので、3 千万円台にいかない 2 千万円台になると思います。
被用者保険等保険者代表委員	佐賀県国民健康保険運営方針が示されているが、現行制度の赤字が未解消の場合は、計画を県に出すことになっていると思いますが、県の財政運営化の安定化が目的でしょうかから、すでに解消法については提出済で、借入ができるということで理解してよろしいですか。
事務局	借入先は佐賀県ですので、県と相談して進めています。
会長	よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんか。 ほかにならないようでしたら、議題（3）の「その他について」、まず、事務局よりお願いします。
事務局	来年 1 月に県の方から確定係数による標準保険税率が提示されます。鳥栖市といたしましては、確定係数に基づく標準保険税率に合わせたいという考えですので、そうであれば、税率改定が必要になると思います。そこで、来年 2 月 1 日に税率改定についての諮問を鳥栖市の方から運営協議会へさせていただきたいと考えています。税率改定の話であり、その日で協議が終わるかどうかわかりませんので、結論が出なかった場合は、翌週の木曜日に第 2 回目の会議を開催するというスケジュールを予定しておりますので、よろしく願いいたします。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、その他の最後、各委員の方から何か意見はありませんか。
被保険者代表委員	大きな制度の改革期ですので、被保険者への内容周知が大切だと思います。こういう理由で制度が変わり、上がる人上がらない人がどういう方かなど、内容周知はいつくらいからするのですか。
事務局	条例事項なので、3 月議会へ上程します。議会で確定しますので、数値的なことについては議会の議決後、即日、鳥栖市の保険税制度の周知及び公表をホームページや市報等で行います。
被保険者代表委員	数値的なことは議決後でしょうが、制度が変わることについては、早めに周知できるのではないですか。
事務局	県の方からはチラシの回覧や国保連の国保だよりなどで、30 年度からの制度が変わることについては、すでに周知をしているところでございます。

会 長	ほかにどなたか意見はありませんか。特になければ、これで議事を終了します。
事 務 局	龍頭会長、議事進行ありがとうございました。長時間ご審議いただきありがとうございました。 それでは、これで本日の会議を閉会させていただきます。